

長野県環境影響評価条例施行規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>(第2種事業の判定の基準)</p> <p>第5条 第2種事業に係る条例第5条第4項(同条第5項及び条例第24条第2項において準用する場合を含む。)の規定による判定については、当該第2種事業が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第2種事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象が存在し、かつ、当該第2種事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。</p> <p>ア～ソ (略)</p> <p>タ 水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第18条第1項又は第4項の規定により指定された保護水面の区域</p> <p>チ～ナ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(第2種事業の判定の基準)</p> <p>第5条 第2種事業に係る条例第5条第4項(同条第5項及び条例第24条第2項において準用する場合を含む。)の規定による判定については、当該第2種事業が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第2種事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象が存在し、かつ、当該第2種事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。</p> <p>ア～ソ (略)</p> <p>タ 水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第15条第1項又は第4項の規定により指定された保護水面の区域</p> <p>チ～ナ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(評価書送付書)</p> <p>第37条 条例第21条第3項の規定による送付をしようとする者は、評価書送付書(様式第1号)に評価書及びこれを要約した書類を添えて提出しなければならない。</p>	<p>(評価書送付書)</p> <p>第37条 条例第21条第3項の規定による送付をしようとする者は、評価書送付書(様式第1号)に評価書及び要約書を添えて提出しなければならない。</p>
<p><u>(評価書についての知事の意見の提出期間)</u></p> <p>第37条の2 条例第21条の2第1項の規則で定める期間は、60日とする。</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(条例第21条の3第1項第1号の規則で定める軽微な修正等)</u></p> <p>第37条の3 第35条の規定は、条例第21条の3第1項第1号の規則で定める軽微な修正及び同号の規則で定める修正について準用する。</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(評価書の補正)</u></p> <p>第37条の4 事業者は、条例第21条の3第1項第2号又は第2項の規定により評価書の補正をするときは、条例第21条の2第1項の意見についての事業者</p>	<p>(新設)</p>

改正案	現行
<p><u>の見解及び補正前の評価書に記載した事項との相違を明らかにするものとする。</u></p> <p><u>(補正後の評価書送付書及び評価書の補正を必要としないと認める旨の通知書)</u></p> <p><u>第37条の5 条例第21条の3第3項の規定による送付をしようとする者は、補正後の評価書送付書(様式第1号)に補正後の評価書及びこれを要約した書類を添えて提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 条例第21条の3第3項の規定による通知をしようとする者は、評価書の補正を必要としないと認める旨の通知書(様式第4号の2)に条例第21条の2第1項の意見についての事業者の見解を記載した書類を添えて提出しなければならない。</u></p> <p>(評価書について公告する事項)</p> <p>第39条 条例第22条の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。  (1)～(4) (略)  (5) <u>評価書及びこれを要約した書類の縦覧の場所、期間及び時間</u></p> <p>(評価書の縦覧)</p> <p>第40条 第3条の12の規定は、条例第22条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第3条の12中「<u>配慮書</u>」とあるのは「<u>評価書</u>」と、「<u>要約書</u>」とあるのは「<u>これを要約した書類</u>」と、同条第3号中「<u>計画段階配慮事業者</u>」とあるのは「<u>事業者</u>」と、同条第4号中「<u>前3号</u>」とあるのは「<u>第40条において準用する前3号</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(条例手続の免除)</p> <p>第56条 知事は、法第3条の9第1項第2号に該当し、同項(法第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により公表された場合、法第4条第3項第2号(同条第4項及び法第29条第2項において準用する場合を含む。)の規定による措置がとられた場合、法第39条第2項の規定により読み替えて適用される法第4条第3項第2号(法第39条第2項の規定により読み替えて適用される法第4条第4項及び法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第29条第2項において準用する場合を含む。)の規定による措置がとられた場合又は法第30条第1項第2号に該当し、</p>	<p>(新設)</p> <p>(評価書について公告する事項)</p> <p>第39条 条例第22条の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。  (1)～(4) (略)  (5) 評価書及び<u>要約書</u>の縦覧の場所、期間及び時間</p> <p>(評価書の縦覧)</p> <p>第40条 第3条の12の規定は、条例第22条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第3条の12中「<u>配慮書</u>」とあるのは「<u>評価書</u>」と、同条第3号中「<u>計画段階配慮事業者</u>」とあるのは「<u>事業者</u>」と、同条第4号中「<u>前3号</u>」とあるのは「<u>第40条において準用する前3号</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(条例手続の免除)</p> <p>第56条 知事は、法第3条の9第1項第2号に該当し、同項(法第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により公表された場合、法第4条第3項第2号(同条第4項及び法第29条第2項において準用する場合を含む。)の規定による措置がとられた場合、法第39条第2項の規定により読み替えて適用される法第4条第3項第2号(法第39条第2項の規定により読み替えて適用される法第4条第4項及び法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第29条第2項において準用する場合を含む。)の規定による措置がとられた場合又は法第30条第1項第2号に該当し、</p>

改正案	現行
<p>同項（法第40条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により知事に通知された場合において、新たに対象事業又は第2種事業となる事業について、法の定めるところに従って作成された次の各号に掲げる書類があるときは、それぞれ当該各号に定める書類とみなし、条例の規定による環境影響評価その他の手続の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 法第26条の手続に相当する手続を経た評価書 条例第21条の3第3項の手続に相当する手続を経た評価書</p> <p>(14)・(15) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>同項（法第40条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により知事に通知された場合において、新たに対象事業又は第2種事業となる事業について、法の定めるところに従って作成された次の各号に掲げる書類があるときは、それぞれ当該各号に定める書類とみなし、条例の規定による環境影響評価その他の手続の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 法第26条の手続に相当する手続を経た評価書 条例第21条の手続に相当する手続を経た評価書</p> <p>(14)・(15) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(都市計画に定められる第1種事業等又は第2種事業等)</p> <p>第56条の2 第1種事業が都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業（以下この章において「市街地開発事業」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該第1種事業又は第1種事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設（以下「都市施設」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第1種事業については、条例第4条の2から第4条の9までの規定により行うべき計画段階配慮事項についての検討その他の手続及び条例第6条から第32条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、第3項、第58条第2項、第59条、第60条、第61条第1項、第2項及び第5項から第7項まで並びに第62条に定めるところにより、同法第15条第1項の県若しくは市町村（同法第22条第1項の場合にあっては、同項の国土交通大臣又は市町村）又は都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第51条第1項の規定により都市計画の決定若しくは変更をする市町村（以下「都市計画決定権者」と総称する。）で当該都市計画の決定又は変更をするものが当該第1種事業を実施しようとする者に代わるものとして、当該第1種事業又は第1種事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、条例第4条の3第2項、第4条の9第1項第3号、第2項及び第3項、第6条第2項、第14条第2項並びに第25条第1項第3号、第2項及び第3項の規定は、適用しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定により都市計画決定権者が計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う場合における条例第3章第1節（第4条の3第2項、第</p>	<p>(都市計画に定められる第1種事業等又は第2種事業等)</p> <p>第56条の2 第1種事業が都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業（以下この章において「市街地開発事業」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該第1種事業又は第1種事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設（以下「都市施設」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第1種事業については、条例第4条の2から第4条の9までの規定により行うべき計画段階配慮事項についての検討その他の手続及び条例第6条から第32条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、第3項、第58条第2項、第59条、第60条、第61条第1項、第2項及び第5項から第7項まで並びに第62条に定めるところにより、同法第15条第1項の県若しくは市町村（同法第22条第1項の場合にあっては、同項の国土交通大臣又は市町村）又は都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第51条第1項の規定により都市計画の決定若しくは変更をする市町村（以下「都市計画決定権者」と総称する。）で当該都市計画の決定又は変更をするものが当該第1種事業を実施しようとする者に代わるものとして、当該第1種事業又は第1種事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、条例第4条の3第2項、第4条の9第1項第3号、第2項及び第3項、第6条第2項、第14条第2項並びに第25条第1項第3号、第2項及び第3項の規定は、適用しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定により都市計画決定権者が計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う場合における条例第3章第1節（第4条の3第2項、第</p>

改正案

現行

4条の9第1項第3号、第2項及び第3項並びに第4条の10を除く。)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

4条の9第1項第3号、第2項及び第3項並びに第4条の10を除く。)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

左欄	中欄	右欄
第4条の2	次に掲げる者（委託に係る事業にあっては、その委託をしようとする者。以下この節において「計画段階配慮事業者」という。）は、第1種事業、第2種事業又は法第2条第3項に規定する第2種事業	長野県環境影響評価条例施行規則（以下「施行規則」という。）第56条の2第1項に規定する都市計画決定権者（以下「都市計画決定権者」という。）は、次に掲げる事業
	に係る計画	又は第1種事業等に係る施設を都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る第1種事業等（以下この節において「都市計画第1種事業等」という。）に係る計画
	当該第1種事業等	当該都市計画第1種事業等
(略)	(略)	(略)

左欄	中欄	右欄
第4条の2	次に掲げる者（委託に係る事業にあっては、その委託をしようとする者。以下この節において「計画段階配慮事業者」という。）は、第1種事業、第2種事業又は法第2条第3項に規定する第2種事業	長野県環境影響評価条例施行規則（以下「施行規則」という。）第56条の2第1項に規定する都市計画決定権者（以下「都市計画決定権者」という。）は、次に掲げる事業
	に係る	又は第1種事業等に係る施設を都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る第1種事業等（以下この節において「都市計画第1種事業等」という。）に係る
	当該第1種事業等	当該都市計画第1種事業等
(略)	(略)	(略)

4 (略)

4 (略)

第58条 第2種事業（対象事業であるものに限る。以下この項及び第61条第3項において同じ。）が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該第2種事業又は第2種事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第2種事業については、条例第6条から第32条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、次項から第62条までに定めるところにより、当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該第2種事業の事業者に代わるものとして、当該第2種事業又は第2種事業に係る施設（以下「第2

第58条 第2種事業（対象事業であるものに限る。以下この項及び第61条第3項において同じ。）が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該第2種事業又は第2種事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第2種事業については、条例第6条から第32条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、次項から第62条までに定めるところにより、当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該第2種事業の事業者に代わるものとして、当該第2種事業又は第2種事業に係る施設（以下「第2



改正案			現行		
第21条の3第2項	事業者	都市計画決定権者			
第21条の3第3項	事業者 及び関係市町村長	都市計画決定権者 、関係市町村長及び施行規則第56条の2第1項の第1種事業を実施しようとする者又は施行規則第58条第1項の事業者			
第22条	知事 認める 受けたとき の送付を受けた	都市計画決定権者 知事が認める 行ったとき を作成した	第22条	知事 受けたときは、評価書及び要約書をインターネットの利用その他の方法により公表するとともに、評価書及び要約書の送付を受けた	都市計画決定権者 行ったときは、評価書及び要約書を作成した
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

3 第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合においては、第6条から第53条まで（第6条第6項、第15条第8項、第41条第2項、第42条第3項、第43条第2項、第44条第2項第4号、同条第3項、第45条、第46条第3項、第47条第2項及び第48条第3項を除く。）の規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

左欄	中欄	右欄
(略)	(略)	(略)
第6条第4項	対象事業 条例第6条第1項第8号	対象事業 第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第6条第1項第8号
第6条第5項第2号	条例第4条の2	第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される

3 第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合においては、第6条から第53条まで（第6条第5項、第15条第7項、第41条第2項、第42条第3項、第43条第2項、第44条第2項第4号、同条第3項、第45条、第46条第3項、第47条第2項及び第48条第3項を除く。）の規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

左欄	中欄	右欄
(略)	(略)	(略)
第6条第4項	対象事業 条例第6条第1項第4号	対象事業 第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第6条第1項第4号

改正案			現行		
		条例第4条の2			
	第1種事業等	都市計画第1種事業等			
第7条	条例第7条の対象事業	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条の都市計画対象事業	第7条	条例第7条の対象事業	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条の都市計画対象事業
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域		対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第9条	条例第8条	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条	第9条	条例第8条	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条
	(削る。)	(削る。)		登載	登載(都市計画決定権者が国土交通大臣であるときは官報への掲載、市町村であるときは当該市町村の掲示場への掲示)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第23条第1項	条例第17条第2項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第17条第2項	第23条第1項	条例第17条第2項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第17条第2項
	条例第8条の2第4項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条の2第4項			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第37条	条例第21条第3項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第21条第3項	第37条	条例第21条第3項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第21条第3項
第37条の2	条例第21条の2第1項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第21条の2第1項			
第37条の4	事業者	都市計画決定権者			
	第2項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第21条の3第2項			

改正案			現行		
	条例第21条の2第1項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第21条の2第1項			
第37条の5第1項	条例第21条の3第3項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第21条の3第3項			
第37条の5第2項	条例第21条の3第3項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第21条の3第3項			
	条例第21条の2第1項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第21条の2第1項			
	事業者	都市計画決定権者			
第38条及び第39条	条例第22条	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第22条	第38条及び第39条	条例第22条	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第22条
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(別表第1) (第2条、第3条関係)

区分	第1種事業の要件	第2種事業の要件
1～5 (略)	(略)	(略)
6 電気 工作物の 建設	(1) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第38条第2項に規定する事業用電気工作物(以下「事業用電気工作物」という。)であって、水力を原動力とする発電用のもの(以下「水力発電所」という。)の設置の事業(出力が1万5,000キロワット以上である水力発電所を設けるものに限る。) (2)～(9) (略)	(1)・(2) (略)

(別表第1) (第2条、第3条関係)

区分	第1種事業の要件	第2種事業の要件
1～5 (略)	(略)	(略)
6 電気 工作物の 建設	(1) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第38条第3項に規定する事業用電気工作物(以下「事業用電気工作物」という。)であって、水力を原動力とする発電用のもの(以下「水力発電所」という。)の設置の事業(出力が1万5,000キロワット以上である水力発電所を設けるものに限る。) (2)～(9) (略)	(1)・(2) (略)



改正案			現行		
7～17 (略)	(略)		7～17 (略)	(略)	
(備考)	(略)		(備考)	(略)	

改正案

(様式第1号)(第3条の9、第8条、第16条、第37条、第37条の5、第51条の3、第54条の2、第55条、第56条の2、第58条関係)

配 慮 書 送 付 書  
方 法 書 送 付 書  
準 備 書 送 付 書  
評 価 書 送 付 書  
補 正 後 の 評 価 書 送 付 書  
事 後 調 査 計 画 書 送 付 書

長野県知事 殿  
( 市町村長)

年 月 日

住 所  
氏 名  
(法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

〔長野県環境影響評価条例第4条の4(長野県環境影響評価条例施行規則第58条の2第3項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第4条の4)  
長野県環境影響評価条例第7条(長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第7条)  
長野県環境影響評価条例第15条(長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第15条)  
長野県環境影響評価条例第21条第3項(長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第21条第3項)  
長野県環境影響評価条例第21条の3第3項(長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第21条の3第3項)  
長野県環境影響評価条例第30条の2第2項(長野県環境影響評価条例第40条第1項において準用する同条例第30条の2第2項)〕

の規定により、下記のとおり

配慮書及びこれを要約した書類  
方法書及びこれを要約した書類  
準備書及びこれを要約した書類  
評価書及びこれを要約した書類  
補正後の評価書及びこれを要約した書類  
事後調査計画書

を送付します。

記

第1種事業等の名称 〔都市計画第1種事業等の名称〕	
第1種事業等の種類 〔都市計画第1種事業等の種類〕	
第1種事業等の規模 〔都市計画第1種事業等の規模〕	
事業実施想定区域 〔都市計画対象事業区域〕	
環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲、環境影響想定地域の範囲又は関係地域の範囲	
配慮書方法書準備書 についての意見書の提出先	
配慮書準備書 補正後の評価書 事後調査計画書 の 名 称	
配慮書準備書 補正後の評価書 事後調査計画書 の 送 付 部 数	

(備考) 「環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲」とは、条例第4条の4の第1種事業等(施行規則第58条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の4の都市計画第1種事業等)に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲をいう。

現 行

(様式第1号)(第3条の9、第8条、第16条、第37条、第51条の3、第54条の2、第55条、第56条の2、第58条関係)

配 慮 書 送 付 書  
方 法 書 送 付 書  
準 備 書 送 付 書  
評 価 書 送 付 書  
事 後 調 査 計 画 書 送 付 書

長野県知事 殿  
( 市町村長)

年 月 日

住 所  
氏 名  
(法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

〔長野県環境影響評価条例第4条の4(長野県環境影響評価条例施行規則第58条の2第3項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第4条の4)  
長野県環境影響評価条例第7条(長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第7条)  
長野県環境影響評価条例第15条(長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第15条)  
長野県環境影響評価条例第21条第3項(長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第21条第3項)  
長野県環境影響評価条例第30条の2第2項(長野県環境影響評価条例第40条第1項において準用する同条例第30条の2第2項)〕

の規定により、下記のとおり

配慮書及びこれを要約した書類  
方法書及びこれを要約した書類  
準備書及びこれを要約した書類  
評価書及びこれを要約した書類  
事後調査計画書

を送付します。

記

第1種事業等の名称 〔都市計画第1種事業等の名称〕	
第1種事業等の種類 〔都市計画第1種事業等の種類〕	
第1種事業等の規模 〔都市計画第1種事業等の規模〕	
事業実施想定区域 〔都市計画対象事業区域〕	
環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲、環境影響想定地域の範囲又は関係地域の範囲	
配慮書方法書準備書 についての意見書の提出先	
配慮書準備書 補正後の評価書 事後調査計画書 の 名 称	
配慮書準備書 補正後の評価書 事後調査計画書 の 送 付 部 数	

(備考) 「環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲」とは、条例第4条の4の第1種事業等(施行規則第58条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の4の都市計画第1種事業等)に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲をいう。

改正案

現行

(様式第4号の2) (第37条の5、第58条関係)

(新設)

評価書の補正を必要としないと認める旨の通知書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野県環境影響評価条例第21条の3第3項（長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第21条の3第3項）の規定により、下記の事業について評価書の補正を必要としないと認めますので、通知します。

記

対象事業の名称 (都市計画対象事業の名称)	
対象事業の種類 (都市計画対象事業の種類)	
対象事業の規模 (都市計画対象事業の規模)	